

新宿区教育委員会会議録

令和元年第7回定例会

令和元年7月5日

新宿区教育委員会

令和元年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和元年7月5日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時58分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
主 任 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

報 告

- 1 令和元年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成30年度に発生した体罰等の実態把握について（教育指導課長）
- 3 令和元年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について（学校運営課長）
- 4 区立鶴巻図書館の空調更新工事等の実施及びそれに伴う臨時休館について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 はい。

-
- ◆ 報告1 令和元年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告2 平成30年度に発生した体罰等の実態把握について
 - ◆ 報告3 令和元年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について
 - ◆ 報告4 区立鶴巻図書館の空調更新工事等の実施及びそれに伴う臨時休館について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

本日の進行につきましては、報告1から報告4について一括して説明を受け、順次質疑を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1、令和元年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、報告1の資料に基づいて御報告申し上げます。

この令和元年第2回区議会定例会につきましては、区議会選挙後、新しいメンバーでの初めての議会で行いました。

教育委員会への御質問は、今回、6会派から代表質問を頂戴しています。また、一般質問では、お二人の議員から頂戴いたしました。

それでは、1ページ目から御説明させていただきます。

まず、自由民主党新宿区議会議員団でございます。今回、御質問については大きく2ついただきます。1つ目は、改選の際に寄せられた区民の要望についてです。この中で、4点について御質問をいただきました。

1点目が、昨今の交通事故等による子どもの悲しい事故や事件に対する安全・安心についての御質問ということで、幼稚園の前の道路におけるハードやソフトの対策について。それ

から、交通指導員等の適切な配置についての2点のお尋ねです。また、2点目が、交通事故が立て続けに起きたときの対応や、保護者等への普段の対策状況についてのアナウンスについての質問でございます。3点目が、スクールゾーンにおける現状と課題について。4点目が、交通安全教育の現状と課題についてでございます。

御質問に対する答弁です。

まず1点目ですが、ハード面では小学校の通学路の総点検を昨年度実施しておりまして、ガードパイプの設置やカラー舗装等の対策を講じていること。また、ソフト面の対策として、各園で学校安全計画を毎年度策定し、園外活動時等の安全管理に当たるとともに、安全教育を行っていることなど、現状の取組について御説明させていただいています。また、特に新宿区は狭い道路が多く、密集していることから、歩道の幅員の確保やガードパイプの設置等が難しい等の課題がある旨、御答弁申し上げました。さらに、学童擁護員につきましては、現在、1校当たり2名を基本に配置しておりますが、必要に応じて配置の見直し等々を行っている旨、御答弁申し上げます。

2点目でございます。こちらに記載のとおり、各園に対して、学校安全計画等に基づく事故防止と安全確保の徹底について、今回改めて通知をさせていただいております。また、保護者に対するアナウンスにつきましては、区ホームページで内容を公表するほか、保護者会や園だより等を通じて、安全に関する情報を周知している旨、お答えしております。

3点目、スクールゾーンについては、現在、区内50カ所にスクールゾーン交通規制を設けている現状を申し上げ、また課題につきましては、警察に要望をさせていただいてからこれを設定するまでに一定の時間がかかっている点を御答弁申し上げます。

4点目、交通安全教室の件でございますけれども、小学校では地域安全マップづくり、また中学校ではスタントマンによる事故再現型の交通安全教室を行い、危険を予測し回避する能力を育成していること。そして保護者会等を通じて、児童・生徒が保護者と一緒に交通安全の意識を高め、課題とされる想定外の事態にも対応できる力を身につける取組を進めていく旨、御答弁しております。

次に、大きな2つ目でございます。改正子ども・子育て支援法についてですが、これは幼児教育・保育の無償化に関する御質問でございます。合わせて5点、御質問をいただきました。

1点目が、無償化の対象となる費用の範囲と、現在の区における利用者負担の状況についてです。

2点目が、給食費についてです。こちらは内閣府のほうで、実費徴収で負担が増えないよう、低所得者向けに食材費を減免する措置の拡充をあわせて実施するといった方針を打ち出しているところですが、この方針について、区としてどのような対応を検討しているかということ。また、幼稚園も含めて給食費を無償にするよう求める声が上がっていたとする新聞報道について、現時点でどのような検討が行われているのかといった御質問です。

3点目が、現在の新制度における給付が、無償化により自治体の負担が減るといったことで、初年度の半年分に限り地方自治体の負担分を国が全額賄うといった制度になっておりますけれども、これによって区の費用負担は初年度と平年度化後でどう変わるのかについて。

4点目が、その概算金額がどの程度のものなのか。また、幼児教育・保育の無償化と受益者負担の適正化の関係について、区が負担する金額が目減りする分をどう活用するのかといった御質問です。

それから、5点目につきましては、幼稚園に通わない子どもたちをどのように把握しているのかと、幼児教育・保育の無償化における取扱いがどうなるのかとの御質問でございます。

御質問に対する答弁です。

1点目の御質問につきましては、今回、世帯の所得にかかわらず、園に通う全ての子どもが対象であること。それから、現在、区では一定所得以下の世帯への保育料補助を、年間最大約56万円まで行っておりまして、国基準を一部拡充して実施している状況を御説明させていただきます。

2点目につきましては、低所得者世帯を対象とした給食費負担軽減の方針について、現在、公私立幼稚園では昼食に弁当の持参が多いといった状況がございますので、現状では一律に国の案を適用するのは難しいこと。負担軽減の手法については今後検討していく旨、御答弁申し上げます。また、あわせて、給食費の一律無償化は困難であるため、個々の幼稚園に応じた保護者負担軽減や、幼児教育の充実の取組について、しっかりと検討していく旨を御答弁申し上げます。

3点目でございます。現在、私立園に通っているお子さんに対する補助として、区で行っている就園奨励費補助というものがございますが、この部分につきましては、国が4分の1、区が4分の3といった負担割合になっていますが、10月以降はこの無償化の制度によって、国が2分の1、都と区が4分の1という負担割合に変わりますので、その分、区の負担が少なくなるといったところでございます。

4点目です。概算額ですが、初年度の半年間について、現在の区の負担額からは3,000万

円の減となります。初年度半年分として3,000万円ですから、平年度化したときに6,000万円の負担減となるものでございます。またこれを受けて、保護者負担軽減等への活用や幼児教育のさらなる充実に向けた検討については、今後進めていく旨を御答弁申し上げます。

5点目は、現在幼稚園に通っていない子どもたちの実態把握についてですが、次世代育成支援計画の策定に向けた調査等によって、区長部局を中心に実態把握をしているところであること。また、幼児教育・保育の無償化の面では、幼稚園施設等を利用していない子どもたちはこの対象となりませんので、今後、こうした子どもたちの保護者に対して、幼児教育・保育の無償化の制度周知を行いまして、ぜひ幼稚園に通っていただけるように、子どもの幼児教育の受け皿として選択肢に取り入れていただくよう努めていく旨、御答弁申し上げます。

続きまして、新宿区議会公明党からの代表質問でございます。こちらは大きなお題を3ついただいております、1つ目が、区民サービスの向上と協働の推進についてです。この中では、2点御質問をいただきました。両方とも図書館に関する御質問でございます、1点目が、全館共通の取組として、区立図書館サービス計画の中で、夏目漱石関連事業を打ち出していますので、今後、夏目漱石記念館の来館者にも広く周知をしてほしいといった御質問です。

また2点目は、図書館のさまざまな取組について、とても良い取組なので、ぜひこれを積極的に情報発信していくことが大切ではないか。さらには、もう一步踏み込んで、SNSの活用について御提案をいただきました。

1点目の御質問に対する答弁でございますが、4ページに記載のとおり、夏目漱石関連事業につきましては、これまでも区広報や図書館ホームページ、漱石山房記念館におけるチラシ配布等を通じて周知を行ってきたところではございますが、今度はさらに記念館運営事業者との連携を図りまして、図書館全館に関連する事業のチラシ配布やポスター掲示、ホームページへの掲載等を通じて、来館者にも周知を進めていく旨、御答弁申し上げます。

2点目につきましては、現在、SNSの活用について、一部の地域図書館で実施をしている状況がございますので、今後はSNSも含め、さまざまな広報手段を工夫するなど、情報発信力の向上に取り組んでいく旨、御答弁申し上げます。

次に、大きなお題の2つ目、東京2020大会の文化プログラムについてです。1点目は、今年度、東京都の指定を受けて、四谷第六小学校、大久保小学校、新宿養護学校が、それぞれ

文化活動の取組を進めているといった状況がございます。四谷第六小学校については広域活動団体型、大久保小学校と新宿養護学校については地域連携型の指定を受けておりますが、この取組の推進を教育委員会としてどのように支援していくのかといった御質問でした。また、2点目は、これを契機として、子どもたちが芸術や文化に触れる機会をさらに拡充していくべきとの御質問でした。

御質問に対する答弁です。

1点目につきましては、記載のとおり、四谷第六小学校、大久保小学校及び新宿養護学校の現在の取組を御紹介させていただくとともに、教育委員会としては、各学校が体験や鑑賞を効果的に進められるよう、適宜、関係団体との調整等の支援を行っている旨、御答弁申し上げます。

また、2点目につきましては、今回の指定校の文化プログラムの内容や、児童・生徒の感想等を校長会等で共有しながら、芸術や文化に触れる機会のさらなる充実に取り組んでいくという方向を御答弁申し上げます。

最後に、3つ目のお題として、ICT教育の今後について、具体的には3点の御質問をいただきました。

1点目がソサエティ5.0を踏まえたICTを活用した学習についてです。現在、算数のワークテストにスタディーログを活用して、AIが分析し、個々の苦手な部分を復習教材を繰り返すといったことを行っています。個別最適化学習を進めていくには、その効果や課題を各校が正しく認識していくことが大切だが、どう進めるのかとのお尋ねでした。

2点目は、現在、学習クラウドシステムを利用しているのは算数のみですけれども、今後、他の教科でも活用していくべきとの御質問でした。

3点目は、区立小学校全校での学校図書館の放課後開放を機に、児童・生徒がさまざまな資源やタブレットPCを活用して自学自習ができる体制の整備を進めていくべきとの御質問でした。

御質問に対する答弁です。

1点目につきましては、5ページでございます。現在、AI等の先端技術の活用につきましては、学習意欲の向上等に有効であるとの声もあるわけですが、一方では、児童・生徒のプライバシー等の課題も指摘をされてございます。今後、AI等の活用事例について各校から報告を受け、分析を行い、校長会等で共有するとともに、個別最適化された学びの実現に向けた取組を検討していく旨、御答弁してございます。

2点目は、算数以外の教科については、教材作成事業者等が実用に向けた開発を行っている旨。また文科省でも、学習の実践的な研究・開発を行う動きがあることから、こうした動向も注視していく旨、御答弁申し上げます。

3点目です。自学自習の推進には、一人ひとりの学習状況に応じた教材やツールが必要であり、タブレットPCの活用は有効なものであるとの認識をお示した上で、今後、タブレットPCの利用場所の確保や利用方法等について、学校の状況等を踏まえながら検討していく旨、御答弁申し上げます。

続きまして、日本共産党新宿区議会議員団です。こちらからはお題を大きく2ついただきました。

1つ目は、交通事故防止についてです。具体的には3点の御質問をいただきました。

1点目は、昨今の交通事故を受けまして、道路に危険箇所がないか。学校・幼稚園・保育施設への聞き取り等も行いながら総点検を行うことを党として要請したが、教育委員会の対応と今後の予定について伺う、との御質問でございます。

2点目は、学童擁護員の配置を増やすべきではないかとの御質問でした。

3点目は、この学童擁護員の配置に対する財政的な支援を国に要請すべきではないか、との御質問でした。

御質問に対する答弁です。

1点目につきましては、記載のとおり通学路の緊急合同点検や定期的な交通安全総点検の結果をもとに、ガードパイプの設置やカラー舗装等の対策を講じております旨。また、学校や地域と連携の上、スクールゾーンの交通規制の設定についても警察署に要望しております、こうした点検と対策を今後も継続的に実施していく旨、御答弁申し上げます。

6ページにまいります。

2点目の学童擁護員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1校あたり2名を基本に、必要に応じて増配置を行ってございまして、今後も必要に応じて配置を見直していく旨、お答えしてございます。

また、3点目の財政支援についての要望ですが、これは既に国及び東京都に要望してございますので、そのとおり御答弁申し上げます。

次に、大きな2つ目のお題として、暑さ対策について、2点の御質問をいただきました。

1点目は、5月25日・26日に行われた運動会について、この2日間の運動会の情報把握や

熱中症等への対策を教育委員会として把握して、今後の運動会に生かすべきとの御質問。また、実は少しプログラムを変更した学校がございましたが、それを捉えて、練習してきた全てのプログラムが実施できるよう可能な支援策をとるべきであるとの御質問でした。

2点目は、今回、テントをお借りした学校もございましたので、テントや噴霧器といったものを自校でしっかり確保するなど、必要な対策をすべきではないかとの御質問。また、テントの設置は、PTAの皆さんに御協力いただいたり、あるいは学校の先生方が行うにしても大変なことです。リースにすれば片付けも含めて業務委託できるのではないかと御提案でした。

御質問に対する答弁です。

1点目です。この2日間の状況については教育委員会でもしっかり状況を把握してございます。各校が工夫した実践例を今後の校園長会でも提供していくなど、安全な運動会の運営につなげていけるよう学校を支援していく旨、御答弁申し上げます。

2点目の熱中症対策に関する資機材についてのお尋ねですが、これは施設の条件や安全性等を十分に検証していくことも必要ですので、そういった状況も踏まえまして、各校からの相談にしっかり対応していく旨、御答弁してございます。

また、この会派からは一般質問がございました。性別等の差別の解消について、2点の御質問をいただきました。

1点目は制服についてです。先行する世田谷区では女子用、男子用といったカテゴリー自体を見直す動きもある中で、新宿区でも単純な選択からさらに検討を深めていくべきとの御質問です。また、あわせて多様な性自認や性的指向に関する、全ての教職員への研修・啓発についての御要望でした。

2点目は、子どもを取り巻く全ての大人が理解をするといった趣旨で、教職員だけではなく、全ての保護者への研修・啓発についてのご要望でした。

答弁でございます。

1点目、標準服の着用については、既に生徒や保護者からの相談に柔軟に対応してきているところですが、今後、生徒本人の意思が尊重され標準服が選択できるように、新入生保護者説明会等を通じて発信していく旨。それから、カテゴリーの部分でございませけれども、標準服選択時の表示のあり方について、現在、校長会とともに検討を行っている旨、御答弁申し上げます。

また、研修については、昨年度、人権尊重教育推進委員会でLGBT等をテーマとしたり

ーフレットをまとめまして、全ての教職員に配布をいたしましたことと、従来の研修に加え、転入教員研修会でも説明をしまして、より多くの教職員の理解・啓発を進めていきたいといったことを御答弁しています。

2点目の保護者向けの啓発ですが、昨年度から家庭教育支援セミナーを開始しまして、性教育についてのセミナーを2回実施しましたことをご紹介し、今後もこうした機会を通じて理解・啓発を進めていく旨、御答弁申し上げます。

次に、新宿区民の会からは一般質問をいただいております。

子どもの教育を取り巻く環境について、3点、御質問をいただきました。

1点目は、スポーツギネス新宿の取組の現状の課題と今後の成果について。

2点目は、外部人材を活用した体育指導の現在の課題と今後の対応について。

3点目は、子どものネット依存やゲーム依存に対する相談体制の充実と、さらなる指導・啓発に対する御質問でした。

答弁でございます。

1点目のスポーツギネス新宿につきましては、7ページから8ページにかけて現在の取組を御紹介してございます。そして8ページの4行目、ここでは、全国体力・運動能力、運動習慣等調査というものがございまして、「中学校卒業後、自主的に運動したい」と回答した子どもの割合が増加したものの、まだ6割程度にとどまっているということを受けまして、みずから運動に親しもうとする子どもをさらに増やしていくことや、スポーツギネス新宿が一層魅力あるものとなるよう内容の充実を図り、運動の楽しさを実感できる環境を整えることが今後の課題であると御答弁申し上げます。今後は、小学校では今年度導入するトラックラインを活用した新種目の導入を、中学校ではダブルダッチについて音楽に合わせてパフォーマンスを行う新種目の導入を、それぞれ検討していく旨、御答弁しています。

2つ目については、前段にこれまでの取組を記載しております。現在、中学校4校・5種目の部活動に7名の部活動指導員を配置していますが、この部活動指導員を必要とする部活動が新たに生じておりまして、具体的には卓球であるとか、バドミントンはなかなか人がつかまらずに配置ができなかったということがございますけれども、こういったことが引き続きの課題となっております。今後、近隣大学や関係団体との連携を一層強化していく中で、人材をしっかりと確保し、迅速に配置できるように進めていく旨、お答えしております。

3点目はネット依存、ゲーム依存への対応でございます。これまで、教員はもとより、ス

クールカウンセラーも相談に応じておりまして、全員面接やお便り等を通じて、悩みや不安を相談しやすい環境づくりに努めているといった現状を御説明した上で、現在行われている取組として、情報社会におけるインターネットの有用性とその弊害について講師を招いて授業を行っていること。それから、各中学校では生徒会を中心に、学校ごとのルールを生徒自身が作って、それを呼びかけているといったことについて御答弁申し上げます。さらには、家庭に対しても、依存に関するリーフレットの作成等の情報提供を行っていることを申し上げ、今後も、規則正しい生活を送ることができるよう、児童・生徒や家庭への理解啓発を推進していくことを御答弁いたしました。

続いて、社民党新宿区議会議員団です。代表質問として、いのちを守る区政の推進についての御質問でした。1点目は、自殺の防止について、学校教育の中できちんと取り組んでいくべきとのご意見ですが、これに対する教育委員会の取組の現状と考えについて。2点目は、池袋や大津市での交通事故等々を踏まえた上での、子どもたちの安全といのちを守るという自治体としての重要な責務の受けとめについて。以上の2点を御質問いただきました。

1点目につきましては、hyper-QUやふれあい月間におけるアンケートを複数の教員で分析するとともに、さらには教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校全体で児童・生徒の状況を共有し、一人ひとりに寄り添った対応を行っている現状について御説明しております。また、教育委員会で行っている長期欠席調査、長期休業日明けの気になる児童・生徒への出席状況の報告依頼を行い、学校に指導、助言を行っておりますこと。さらには、「SOSの出し方に関する教育」にも取り組み、児童・生徒が自身のストレスへの対応や友達へのかかわり方をしっかりと学ぶことで、適切に対応できるよう、各校で指導を進めている状況について御答弁いたしました。

2点目は、なくならない交通事故や事件を念頭に、教育委員会では学童擁護員の配置や防犯カメラの設置等を行ってきましたこと。そして、さらなる安全確保を図り、交通安全と防犯の両面から警察や道路管理者、危機管理担当部ともしっかりと連携をしていく旨、お答えしております。

続いて、スタートアップ新宿でございます。代表質問として2つお題をいただいております。1つ目は安全・安心についてです。

具体的には、1点目として、新宿区立学校危機管理マニュアルの見直しの頻度と方法、ま

たその際に危機管理の専門家の意見が反映されているかどうかのお尋ねです。

2点目は、このマニュアルが学校教職員の中で十分理解されているか、また、現場の習熟度を把握しているのかどうか。そして、状況付与型の危機管理演習による即応力の強化が必要ではないかといった御質問でした。

答弁ですが、1点目の学校危機管理マニュアルについて。こちらは学校防災連絡会に危機管理課が入ってございまして、ここで見直しを行っております。当然、そこでは危機管理課の専門的な知見を踏まえた上で、参考にしながら検討を進めている旨、御答弁をさせていただいております。

2点目の御質問ですが、現在のマニュアルについては、職員会議や校内研修等で周知し、全教職員の共通理解を進めていることに加えて、さまざまな場面を想定した訓練も毎月実施していること。また、教職員の習熟度については学校長が把握していることを御答弁してございます。なお、状況付与型の危機管理演習については、現在、そういった形では実施をしておりませんので、今後、各学校の訓練の参考となるよう、効果的な実施方法を検討していく旨、御答弁いたしました。

御質問の大きな2つ目は、子ども・若者の区政参加についてです。1点目は、いわゆる主権者教育について、新宿区の歴史や文化の学びと結びつけることが有効である、との御質問です。

2点目は、地域の学校で新宿の歴史や文化を伝える活動を行いたいという町の方がいらっしゃったときに、どのような支援ができるのか、との御質問でした。

これに対する答弁として、1点目につきましては、現在、選挙管理委員会と連携して実施している模擬投票体験の中で、染め絵等の地場産業を生かした地域活性化をアピールした事例も生まれてきておりますこと御紹介した上で、学習の進め方やテーマ設定を工夫することで、この主権者教育の中でも、子どもたちに対して、新宿の歴史や文化に対する理解につなげていくことができるのではないかと御答弁してございます。

2点目につきましては、実際に町の方でそういう活動をされていて、学校でいろいろとお話をしたいという方がいらっしゃると伺っております、そうしたことに対する御質問だったようです。現在、教育委員会では、学校で授業として町の方にご協力いただく際は、スクールコーディネーターが窓口になりまして、教育計画に合致する内容かどうかを学校と協議した上で決めていくという形になってございますことを御答弁申し上げます。

長くなりましたが、報告は以上です。

○教育指導課長 それでは、報告2、平成30年度に発生した体罰等の実態把握について、御報告させていただきます。

6月20日に東京都教育委員会が、平成30年度に発生した体罰の実態把握の結果を公表いたしました。新宿区では、東京都教育委員会からの調査依頼を受け、各学校に調査の依頼を行いました。

概要につきましては、報告資料をごらんください。

まず、調査対象ですが、新宿区立学校、小学校、中学校、特別支援学校です。

調査期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

調査方法は、教職員につきましては校長による聞き取り調査、児童・生徒については質問紙調査及びその後の聞き取り調査ということで行いました。

調査結果は、ごらんとおりです。各学校からの報告を受け、東京都教育委員会に報告をいたしました。平成30年度においては、体罰として報告したものはございません。中学校で不適切な指導が1件、暴言等が1件でした。ここでは事案の概要、発覚の経緯、学校の対応、教育委員会の対応とともに、区や学校の体罰防止の取組について御報告させていただきます。

初めに、不適切な指導として報告した事案についてです。こちらは、授業中に生徒が道具を取りに行ったり、友達とふざけたりして話をし、自席になかなか着かない状況がありました。自席に戻るよう複数回指導しましたが、生徒は聞き入れなかったため、改めて注意しようとしたところ、その生徒が逃げるそぶりを見せたため、教員が左腕をつかみ、動きをとめました。その際、生徒が自分の行動を反省しない発言があり、その教科の指導に当たっていた教員がその生徒のワイシャツの胸の部分をつかみました。教員はすぐに手を放し、自席に戻し、その後授業を行いました。学校は、授業終了後、教員本人からの報告で事実を把握し、当該の教員と校長が生徒に謝罪するとともに、保護者と連絡をとり、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をいたしました。教育指導課では、この教員と校長から状況を確認するとともに、生徒を指導する方法としては不適切な指導であったことを指導いたしました。

次に、暴言等の事案です。こちらは部活動で描いていた絵と生徒本人の名前を組み合わせたニックネームで呼び、生徒に不快な思いをさせたものです。学校が実施するアンケートへの記述からこの件を把握し、当該教員に事実確認を行いました。当該教員と校長が生徒に謝罪するとともに、保護者に連絡をとり、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をしております。教育指導課では、この教員と校長から状況を確認するとともに、生徒の気持ちを考えた言動を考えること、人権感覚を磨くことについて指導をいたしました。

以上が、事案の概要となります。

体罰の防止につきましては、定例の校長会、副校長会などで、体罰は指導でないこと、感情のコントロールが重要であることを必ず職員に理解をさせていただきたいということ、繰り返し指導してまいりました。また、教員個々の状況に応じた指導も必要であることも伝えております。

また、教育指導課では、新任教員研修会や転入教員研修会において、アンガーマネジメントを取り上げ、怒りの感情のコントロールの大切さを指導しております。

また、各学校では職員会議ごとにサービス事故防止に向けてのミニ研修を実施するなど、計画的にサービス事故防止、体罰防止に取り組んでおります。

また、4月、7月、12月のサービス事故防止月間では、各学校で体罰防止のスローガンを話し合うなど重点的に意識啓発も行っています。

教員の体罰や不適切な指導については、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えることが必要であると考えております。毎学期実施されますふれあい月間のアンケートの中でも、教員の指導について調査を行い、実態の把握に努めております。

体罰は児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、学校教育法で明確に禁止されております。これからも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいりたいと思います。

報告は、以上でございます。

○**学校運営課長** 続きまして、報告3、令和元年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について、御報告させていただきます。

児童・生徒の熱中症対策及び災害時の避難所機能の向上を目的としまして、屋内運動場の空調設備整備につきましては、昨年度予算要求を行い、令和元年度の当初予算で承認をされたものでございます。こちらの整備スケジュールについて、学校との調整が終わり、令和元年度の整備の方針について固まりましたので、御報告させていただきます。

まず、1の実施校でございます。本年度、小学校11校、中学校7校でございます。なお、括弧書きにて、来年度、令和2年度の予定として、小学校16校、中学校3校と記載させていただいております。

次に、2の実施時期でございます。別紙のスケジュールにつきましては後ほど御説明させていただきます。

まず、こちらの実施時期ですけれども、平日は体育館屋外の作業を実施するため、授業で

体育館を使用することは平日は可能となります。ただし、体育館屋内作業が土日、祝日に実施されますので、そちらの土日、祝日で利用制限がかかるものとなります。

4の周知でございます。こちら、該当校への周知はスケジュール調整の段階で全て実施しております。この後、保護者の方々への周知を行いますが、こちらは学校及びPTAを通じて実施する予定でございます。また、学校施設開放における利用団体への周知につきましては、地域振興部生涯学習スポーツ課を通じて実施をさせていただく予定でございます。

5のその他でございます。(1)ですが、工事資材の入荷状況がまだ固まっていないところもございます。そういった場合は工事時期が前後する場合がございます。

次に(2)です。土日の作業の中で、3日間程度の全館停電と2日間程度のガス停止の予定がございます。その際、校内の給湯器と冷暖房設備が全て停止する予定です。こちらの日程はそれぞれ未定でございますので、学校の教育活動に影響がない範囲で調整をさせていただきたいと考えております。

最後に(3)、放課後子どもひろば、学童クラブの利用に当たりましては、工事期間中の施設利用について子ども家庭部と密に調整をさせていただく予定でございます。

それでは、資料をおめくりいただきまして、設置スケジュール一覧でございます。

まず、オレンジ色の部分が令和元年度、今年度に整備をする予定の学校でございます。青色の令和2年度の部分が来年度整備をする予定の学校でございます。それぞれ小学校、中学校等、6月の中旬から2月の下旬にかけての整備スケジュールとなっております。

当初予算の中では、夏までに全ての学校の整備を終えるといったような目標を掲げて今まで進めてきたところでございますが、実は、この間、業者が決まりまして、スケジュールの調整をする中で、空調機器とその整備の人員につきましては全て確保ができたところですが、触媒を通す配管、銅管になるんですけども、こちらの生産が非常におくれておりまして、配管ができないと整備ができないということで、その調整の末、整備が2月の下旬までかかることとなってしまっているところでございます。

それぞれのスケジュールについて今の段階で決めておりますけれども、なるべく早く各校の整備が終わるように調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

報告は、以上となります。

○中央図書館長 それでは、報告4でございます。区立鶴巻図書館の空調更新工事等の実施及びそれに伴う臨時休館についてでございます。

1の工事概要ですが、空調設備工事、受変電設備更新工事、防火シャッター更新工事の3

つの工事を行うこととなります。このうち、1つ目の空調設備については撤去工事、新設工事、建築工事ということで、既存のガスヒートポンプ式エアコンが老朽化しているため、撤去して新しいものを設置するものでございます。2つ目の受変電設備についても老朽化に伴う更新工事、また3つ目の防火シャッターにつきましては既存不適合による更新工事でございます。

2の臨時休館日程でございますが、本工事は休館日ごとの作業では価格や効率の面からあまりよろしくないということで、2カ月連続で行うことで、安価かつ効率的に行いたいと考えてございます。今年の10月1日から11月30日までの2カ月間の休館となります。この休館の期間につきましては、当初、工期自体が2カ月で、その他の作業等を含めると2カ月を超える内容だったのですが、総務部と調整しました結果、工期を10日間ほど早くしていただきました。その後、工事の検査や検査に伴う修正工事、また、ポリ塩化ビフェニルがございましたのでこれの撤去。さらに、工事中は中央図書館に鶴巻図書館の仮事務所を置くのですが、そこで集積した返却資料を鶴巻図書館に輸送するといった開館準備も並行して行います。こうしたことも含めまして、12月1日には開館したいと考えてございます。

鶴巻図書館は封じ込めは行っておりますが、アスベストを含有している施設ということで、これが飛散しないように、また、クレーン等による物資の搬入ですとか、ダクト工事など、各階に騒音や振動などがありますので、臨時休館をするものでございます。

3の工事期間中の業務体制でございます。まず、工事期間中もブックポストは置いてございます。それ以外は立ち入りできませんので、中央図書館の4階に仮事務所を置きまして、(1)から(7)にお示ししました業務を中央図書館で行っていきたいと考えてございます。

4の工事に伴う特例措置等ですが、(1)として、9月17日から30日の間は、図書資料貸出点数を通常の10点の倍の20点までとする形で行っていきたいと考えてございます。

裏面にお進みください。

(2)として、返却期間の延長と取り置き期限についてです。9月17日から30日の間に借りた資料の返却期間は休館期間中となりますので、期限を12月6日としたいと考えてございます。それから、予約資料の取り置き期限につきましても、通常、予約した資料の取り置き期限は7開館日ですけれども、9月24日以降に取り置きとなった資料の引き取りは12月6日以降としたいと考えてございます。なお、休館中に届いた資料を他の図書館で受け取れるよう御案内をしたいと考えてございます。

利用者への周知につきましては、返却期限、予約資料の取り置き期限の延長については、

他の利用者への資料提供に遅延をもたらす可能性がありますので、他館でのカウンター返却や、ブックポストへの返却をポスター掲示等で周知していきたいと考えてございます。

また、来館困難者への対応ですが、家庭配本サービスと出張おはなし会につきましては、中央図書館の仮事務所を拠点に継続提供することを考えてございます。

5の指定管理料でございますが、空調工事の実施による休館を見込んでいない状態で積算しておりますので、工事終了後、実績が確定した時点で人件費、光熱水費、清掃業務委託料、旅費等に係る指定管理料の精査を行いまして、指定管理者と協議の上、調整額を確定したいと考えてございます。

6の鶴巻図書館所蔵資料の予約停止ですが、ウェブからの予約は10月1日、午前9時で停止したいと考えてございます。

7の他の自治体図書館との相互貸借についてでございますが、鶴巻図書館での相互貸借の取り扱いは、受付館が受取館になるため、資料の配送日数を考慮して8月15日までといたします。8月16日から9月30日までの間は他館で申請していただくようお願いしたいと考えてございます。

8の利用者への周知ですが、区立図書館全館での図書館カレンダー、チラシの配付及びポスター掲示、それから広報新宿、区立図書館ホームページ等で周知を図っていきたいと考えてございます。

9の今後の予定ですが、7月10日の文教子ども家庭委員会で報告する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 報告は終わりました。

それでは、報告1について、御意見、御質問があればよろしくお願いたします。

議会答弁の要旨ですが、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告1についての質疑は終了させていただきます。次に、報告2について御意見、御質問があればよろしくお願いたします。

[発言する者なし]

○教育長 特にないようでしたら、報告2についての質疑を終了させていただきます。

次に、報告3について御意見、御質問等ございますでしょうか。空調設備のスケジュールについてですが、いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告3についての質疑を終了させていただきます。

次に、報告4について御意見、御質問があれば、よろしくお願いします。

○菊田委員 空調の工事ということで、くしくも報告3で学校の空調の新規設置が話題になっているんですが、学校は3日で終わるのに対して、鶴巻図書館は2カ月休館するというのは、余りにも格差があるように思いますが、その辺を説明していただけないでしょうか。

○中央図書館長 空調工事につきましては、狭いところに足場を組んで撤去作業を行いますので、こちらについては2週間。また、クレーンで資材を搬出入するということで、こちらの作業も2週間ほどと考えてございます。その後、基礎・防水工事に4週間ほど要しまして、また、配管工事も3週間程度かかるという状況で、空調工事の1つが終わるのがそのぐらいかかるというところでございます。

また、機械室が現在北側の屋上のところがございますが、今度は南側の屋上にも同じように撤去作業、クレーンの作業、配管、ダクト工事、これらにまた4週間程度要するというところでございます。塔屋の撤去工事についても2週間程度かかります。これは並行して行うんですけれども、受変電設備の更新につきましても、クレーンでの搬出・搬入がございます。さらには、防火シャッターの工事につきましても、天井の撤去に3週間程度要します。シャッターの取り付け、配線、天井の復旧等々で、防火シャッターの更新工事についても、並行して行うんですけれども、全部で5週間程度かかるということです。空調設備、受変電設備、防火シャッターの工事をそれぞれ並行して行うのですけれども、工事自体は2カ月ではなくて、7週間で行うという予定で、現在考えているところでございます。

○学校運営課長 先ほど学校の屋内運動場の空調設備整備が3日間程度というお話をいただいたところですが、停電もしくはガスの停止をするのがその日数ということで、工事期間につきましては1カ月から2カ月弱となりますので、その点、御留意いただければと思います。

○菊田委員 わかりました。ありがとうございました。

○羽原委員 予定されている図書館の工事は、この鶴巻図書館だけですね。他は大丈夫ということで。

○中央図書館長 今年度は鶴巻図書館の1件だけでございます。

○羽原委員 今年度に限らず、ほかの図書館も含めて、必要な更新工事は全部もう済んでいるということですか。来年度以降、何か工事が予定されている件があるのかどうか、ということなんです。

○中央図書館長 今現在、区の中長期修繕計画上で予定されているのは鶴巻図書館だけだった

と思いますが、詳しくは確認をさせていただく必要がございます。

○教育長 すぐにわからなければ、次回以降でいいですから、中長期修繕計画などを確認していただいて、報告してください。羽原委員のご心配は、地域図書館が2館も3館もばたばたと休館するようになってしまうと困るから、そういう調整を含めてどういう計画を持っているのかということだと思いますので、確認してもらって、次回以降、報告してもらえますか。

○中央図書館長 はい、わかりました。

○教育長 では、そういうことでお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。なければ、報告4についての質疑を終了させていただきます。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に報告5、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 報告5について、その他はないということですので、以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 2時58分閉会